

子ども家庭課

港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

区は、国の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に基づき、児童扶養手当受給者等を対象に給付金を支給します。

1 経緯

国は、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」において、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する、低所得の子育て世帯に対する生活の支援として、特別給付金を支給することとしました。

区は、国の給付金給付事業に基づき、令和4年度港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金として、迅速な支給に取り組みます。

2 概要

(1) ひとり親世帯分

ア 給付額

児童一人当たり 50,000円

イ 支給対象者

(ア) 児童扶養手当受給者（令和4年4月分受給者）（申請不要）

(イ) 児童扶養手当受給資格者（要申請）

（公的年金給付等により児童扶養手当が停止されている者等の収入見込みが児童扶養手当の所得限度額未満と申請した者）

(ウ) 家計急変者（要申請）

（児童扶養手当要件に該当し、直近の収入が児童扶養手当の所得限度額未満に下がった者）

ウ 対象児童数（想定） 1,616人

エ 経費見込 80,800,000円

オ 支払方法

イ（ア）児童扶養手当受給者（令和4年4月分受給者）へ6月末に支給できるように準備を進めます。

イ（イ）、（ウ）児童扶養手当受給資格者及び家計急変者に対しては、申請受付後、速やかに支給します。

(2) ひとり親世帯以外分

ア 給付額

児童一人当たり 50,000円

イ 支給対象者(令和4年度分の住民税均等割が非課税である者又は令和4年1月以降の家計急変者)

(ア) 児童手当受給者(令和4年4月分受給者)(申請不要)

(イ) 特別児童扶養手当受給者(令和4年4月分受給者)(申請不要)

(ウ) 新規児童手当受給者(令和4年5月分から令和5年3月分までの間に認定された者)(申請不要)

(エ) 新規特別児童扶養手当受給者(令和4年5月分から令和5年3月分までの間に認定された者)(申請不要)

(オ) その他の児童養育者(令和4年3月31日において、平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育する者等)(要申請)

ウ 対象児童数(想定) 3,700人

エ 経費見込 185,000,000円

オ 支払方法

イ(ア)、(イ) 児童手当受給者及び特別児童扶養手当受給者(令和4年4月分受給者)で令和4年度分の住民税均等割が非課税であることを確認後、7月末以降に支給します。

イ(ウ)、(エ) 新規児童手当受給者及び新規特別児童扶養手当受給者に対しては、手当認定後、イ(オ) その他の児童養育者に対しては、申請受付後、速やかに支給します。

※(1)と(2)の重複受給はできません。

3 財源

国庫負担(補助率10/10)

4 今後のスケジュール(予定)

令和4年6月 令和4年第2回港区議会定例会に補正予算案を提出

広報みなど及び区ホームページ掲載

6月30日 ひとり親世帯分の申請不要分の支給(予定)

7月以降 ひとり親世帯以外分の申請不要分について税情報確認後、速やかに支給

ひとり親世帯分、ひとり親世帯以外分の要申請分の受付開始、順次支給